

# 屋島1934

—国立公園法と史蹟名勝天然紀念物保存法—

文学部教授 大久保徹也



官報 第三五九號 昭和九年十一月十日 土曜日  
 文部省告示第百三十五號  
 史蹟名勝天然紀念物保存法第一條ニ依リ左ノ通指定ス  
 昭和九年十一月十日  
 第一類  
 史蹟及天然紀念物  
 名 香川縣小豆郡屋島村  
 地 相引川以北ノ全半島部及其ノ地先海面一〇〇メートル  
 同古松林村  
 城  
 文部大臣 松田 源治

◎内務省告示第百三十五號  
 国立公園法第一條ノ規定ニ依リ左ノ通區域ヲ定メ瀬戸内海国立公園ヲ指定ス其ノ區域ヲ表示シタル圖面ハ内務省、其ノ縣分圖ハ岡山縣廳、廣島縣廳及香川縣廳、其ノ市町村分圖ハ左記市役所及町村役場ニ備付ク縱覽ニ供ス  
 岡山縣邑久郡牛窓町  
 同縣兒島郡下津井町、本莊村、莊内村、胸上村、山田村、日比町、琴浦町  
 同縣淺口郡玉島町、眞崎村  
 同縣小豆郡神ノ島外村、北木島村、眞鍋島村  
 廣島縣沼隈郡千年村、精町、走島村  
 香川縣丸龜市  
 同縣小豆郡牟禮村、庵治村、古高松村、屋島町  
 同縣小豆郡土庄町、草壁町、池田町、瀨崎村、大鐸村、安田村、鵜田村、大浦村、四海村、豊島村  
 同縣香川郡下笠居村、雄雄島村、重島村  
 同縣綾歌郡王越村  
 同縣仲多度郡白方村、奥島村、木島村、廣島村、高見島村、佐柳島村  
 同縣三豐郡莊内村、栗島村  
 昭和九年三月十六日  
 内務大臣 男爵 山本 達雄



日時：2015年2月28日(土) 13時～15時  
 会場：香川キャンパス図書館3F AVホール